

平成 22 年度 大学等放射線施設協議会報告

(平成 22 年 8 月 27 日 東京)

表記の協議会に参加してきました。皆様に関係するところを中心に報告をします。当日配布された資料が遺伝子機能解析分野事務室に保管されていますので、ご覧になりたい方はご連絡下さい。

講演「放射性同位元素等の規制に係る最近の動向」

法改正の概要(放射化物の規制、廃止措置の強化、クリアランス制度の導入)、規則改正の概要(記帳関係、各種手続き、放射線源登録制度)、最近の動向(ICRPの検討状況、法令報告等からみた最近の状況)が説明されました。

放射化物の規制として、放射性物質または放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物(放射性汚染物)について、廃棄物ではなく汚染物(再利用の可能性のある)、医療用直線加速器でよく使われる 10MeV 以下は放射化物として扱わず、それ以上を扱うという方針が進みつつあることが報告されました。また、使用施設内において、保管設備のドラム缶に入れて保管することになるだろうと報告されました。これらは廃棄物とは区別して取り扱われます。

廃止措置について、廃止措置計画を届け出、これに従って廃棄措置を進める形に変わりました。従来の廃止措置期間(30日以内)は撤廃されています。放射性汚染物の処理は合理的期間内とされており、具体的には1年以内くらいを考えているとのことでした。廃止確認の強化について、安全管理者を置くことになりました。これは届け出る必要はありません。廃止措置を安全に進めるための資格(放射線取扱主任者など)を持った者が望ましいとのことでした。

譲渡し、譲受け等の制限の合理化として、許可届出使用者等も返却のための輸出が可能になりました。従来海外へ返すときは販売業者に依頼していましたが、許可届出使用者でも輸出可能になりました。罰則が強化され、無届販売など罰金 300 万円以下、廃止措置違反、同命令違反、立入検査妨害、報告徴収の虚偽報告等に罰金 100 万円以下+懲役 1 年以下、となりました。

記帳と管理状況報告書については、放射性同位元素と放射性同位元素によって汚染された物の両方について記帳が必要になりました。記帳の閉鎖が、毎年 3 月 31 日又は廃止日等に変更になりました。

ICRP 勧告に関しては、女性の放射線業務従事者に対する線量限度、測定頻度

などに男女の性差を考慮する必要はないと考えられるが、1990年勧告時の取り入れの考え方、取り入れ以降の管理の状況を踏まえて検討中であることが報告されました。健康診断について、線量限度が担保されていれば、定期的な健康診断は特に必要ない、という点について検討中であることが報告されました。

フロアーからの質問1：地震発生時には震度4以上で報告となっているが、4では殆ど異常は発生しないので、5以上で報告に変更できないか。

回答：昔は3以上で報告だった。この条件の報告が積み重ねられた結果4以上に変更された。現実には震度4で異常なしという報告が続いている。行政や社会で震度4は報告する必要がないと認められるようにしていきたい。病院等ですべての装置を起動させてその結果を報告してくるところがあるが、放射線が漏れていないことが確認できればよいので、放射線モニターでチェックして報告をしてもらえれば良い。

フロアーからの質問2：業者が廃止の責任者になれるか。

回答：通常は放射線取扱主任者が責任者となるが、どうしても無理な場合はまず、他の資格者に依頼をしてほしい。それでもだめな場合は外部者でも仕方がないが、責任関係を明確にした書類を取り交わすことが必要。

フロアーからの質問3：定期点検や主任者の講習で、XX期間を超えない、という表現になっているが、これでは間隔が短くなってってしまう。なんとかならないか。

回答：超えない、と書いてある以上、超えると違反となるので、超えないように計画をたてて対応してほしい。

フロアーからの発言：今はどうかかわからないが、超えないと書かれている場合には、プラスマイナス1ヶ月以内はOKと見なされていた。

回答：調査してみる。

特別講演「放射線防護体系の現状と今後の方向」

放射線防護の基本として、ICRPの1990年勧告、正当化の原則、最適化の原則、線量限度の適用の原則の復習が行われました。その中で、最適化に関しては経済性も重要であり、得られる成果に比べて、過大な費用と人材を投じて低

減化をやるべきではないことが言われました。用語の復習も行われました。Exclusion（除外）に関しては、自然界にもともと存在する放射物質であって、人工的に規制できないものは、最初から規制の対象外とする（宇宙線、大地など）。Exemption（免除）に関しては、免除レベルの量（Bq）と濃度（Bq/g）の両方を超えた場合のみ規制対象とする。Clearance（クリアランス）に関しては、規制対象となった放射性物質がクリアランスレベル以下の濃度になった時に規制対象からはずす行為。クリアランスレベルは廃棄物として大量に集まることや、再利用されて世の中に出回る可能性があることを考慮して、 $10\ \mu\text{Sv/年}$ の個人線量を与えるレベルとして、放射性物質の種類ごとに濃度が定められていることが説明されましたが、低すぎるのではないかと、 $100\ \mu\text{Sv/年}$ くらいで良いのではないかという意見も出ているということが紹介されました。放射線防護のあり方について、放射線は利用があつての規制であり、安全規制は合理的にやるべきであつて、費用がかかり過ぎたり、厳しすぎて対応できないような規則を作っても意味がない、という意見が述べられました。現在検討中の放射化物の規制や、RI 施設や加速器施設における固体性廃棄物の規制のクリアランス制度に関しても誰も利用しないような制度にならないよう十分な検討が必要であるとの意見が述べられました。

依頼講演「放射線障害防止法におけるクリアランス制度の導入について」

特別講演と同様の内容でした。

各委員会から報告が行われました。法人化対応専門委員会法令 WG からは作業環境測定に関する調査報告が行われ、様々な意見が寄せられていることが報告されました（配布冊子）。外国人のための教育訓練に関する検討委員会からは英語による教育訓練テキストの報告が行われました。このテキストはパワーポイントとワードファイルで構成されており、当日 CD および、書籍化されたものが配布されました。かなり優れた内容のテキストになっているという感想を持ちました。

（中川記）